

# 公認審判員規定

—2023年改訂—

公益社団法人日本ローイング協会

公益社団法人日本ローイング協会公認審判員の資格に係わり次の通り規定する。  
本規定は理事会承認事項とする。

## 総 則

### 第1条 本規定において

公益社団法人日本ローイング協会を当協会  
公益社団法人日本ローイング協会加盟の都道府県協会を加盟協会  
当協会競漕規則により行われる競漕会を公認競漕会  
と称する。

### 第2条 当協会並びに加盟協会主催・主管の公認競漕会における審判の資格は本規定の定めるところによる。

### 第3条 当協会の公認審判員は次の5種類とする。

C級審判員  
B級審判員  
A級審判員  
参与審判員  
名誉審判員  
上記の公認審判員をもって当協会審判団を構成する。

### 第4条 当協会審判委員長は審判委員会の推薦を経て当協会会长の任命による。 審判委員長は公認審判員を指揮・統括する。

### 第5条 審判員の服務は次の基準によることを原則とする。

1. 当協会主催・主管の公認競漕会における各部署の審判員はA級またはB級審判員が当たる。
2. 当協会主催・主管の公認競漕会の審判長は、A級審判員とする。
3. ブロック大会の審判長は、B級審判員以上が当たる。
4. 加盟協会主催・主管の公認競漕会における各部署の審判員はC級以上とする。
5. 参与審判員は各級審判員の指導育成に当たる。
6. 参与審判員は大会審判長の指名を受けた場合に限り、審判業務に対応できる。  
審判長は、本人の体力、技術力など総合力を確認し、判断した上で指名することとする。

## 資格の取得

第6条 A級・B級・C級審判員は当協会会長が任命する。

審判員の所属すべき協会は原則として住居地または勤務地とする。但し、本人の申し出により、審判委員長が承認した場合、別の協会に所属することができる。

第7条 C級審判員の資格を取得するためには、当協会審判委員会の行うC級審判員試験に合格しなければならない。

第8条 B級審判員の資格を取得するには次の基準による。

C級審判員として4ヶ年以上審判実務にたずさわり、且つ加盟協会会長の推薦を受けて、当協会審判委員会の行うB級審判員試験に合格すること。但し、C級審判員として4ヶ年以上の審判実務を経過しなくても加盟協会会長が推薦し、且つ審判委員長の許可を得たものはB級審判員試験を受けることが出来る。

第9条 A級審判員の資格を取得するには次の基準による。

1. B級審判員として6ヶ年以上審判実務の経験を有し、A級審判員昇級申請（推薦）書を提出する時点から、過去6ヶ年の日本協会主催・主管の公認競漕会において、2ヶ年に2回以上（6ヶ年に6回以上）審判実務にたずさわり支障なくその任を果たし、且つ加盟協会会長が推薦した者の中から審判委員長が指名した者。
2. B級審判員として6ヶ年以上の審判実務にたずさわらなくても、人格・経験・技量抜群な場合で審判委員長が推薦した者。

第10条 参与審判員は審判委員会が審査の上審判委員長が推薦し、会長が委嘱するものとし、次の基準による。

1. A級審判員として多年の経験と功績があり、満65歳に達した者。
2. 加盟協会主催・主管の公認競漕会で審判長・副審判長として多年の功労があり、加盟協会会長より推薦を受けた者。

第11条 名誉審判員は審判委員長、又は当協会主催・主管の公認競漕会で審判長として多年功績のあった者で、審判委員会の推薦により会長が委嘱する。

第12条 公認審判員は当協会の審判員管理システム（審判員管理システム：JARA Umpire Management System）に登録され、且つ各自所持する公認審判員手帳に認可印を受ける事により資格が確定する。

第13条 公認審判員として初任、又は再任の登録を請求する時は其の都度所定の登録料

を納付しなければならない。

- 第14条 審判委員会の定めた服装とは、紺（ネイビーブルー）のブレザー、グレーのズボンで、且つ当協会審判員の制帽、当協会の制式ネクタイを着用することを言う。但し、国民体育大会等公認競漕会毎に特定の制服を定めた場合、或いは当該公認競漕会の審判長がこれと異なる指示をした場合にはこの限りではない。また、6月から9月までは夏季期間として夏服とする。夏服は、当協会制式のシャツを着用し、ノーネクタイで胸に審判員ワッペンを付ける。上記の夏季期間以外でも、大会審判長の指示により、夏服で審判業務を行うことができる。

## 再任

- 第15条 1. 名誉審判員を除く公認審判員の任期は2ヶ年とし、再任は妨げないが、65歳に達した年の年度末を定年とする。このため満64歳に達した年の年度末に再任する場合に限り、任期は1ヶ年の満65歳の年度末までとする。第20条に定める定年後の資格延長を行う場合の任期は2ヶ年とする。また、新任C級審判員の任期は、登録年度を含まずに翌年度から2ヶ年とする。
2. A級審判員については以下の①及び④、B級審判員については以下の②及び④、C級審判員については以下の③及び④を満たさなければならない。
- ① A級審判員は当協会主催・主管の公認競漕会において直近2ヶ年に2回以上、加盟協会主催・主管の公認競漕会において直近2ヶ年に1回以上、それぞれ審判実務に服し支障なく任務を果たしたこと。
  - ② B級審判員は当協会主催・主管の公認競漕会において直近2ヶ年に1回以上、加盟協会主催・主管の公認競漕会において直近2ヶ年に2回以上、それぞれ審判実務に服し支障なく任務を果たしたこと。
  - ③ C級審判員は加盟協会主催・主管の公認競漕会において直近2ヶ年に1回以上、審判実務に服し支障なく任務を果たしたこと。
  - ④ 審判委員長が本人の経歴、経験、技量からその資格充分であると認めること。
3. 該当する要件の何れかを満たさない場合は、該当する資格の級において資格停止とし、前項の要件を全て満たした時点で各資格に復帰することを認める。
4. 審判員が、合理的な理由により再任が困難な状況に至った場合、休止申請することにより再任登録しないことができる。休止に関する手続き等は別

途定める。

第16条 名誉審判員は終身とする。

第17条 当協会会長又は加盟協会会長はその組織する公認競漕会において審判員が審判実務に服した旨証明しなければならない。通常その証明は本人の所持する公認審判員手帳に記入し、且つ更改年の登録日の前日までに本人が審判実務に服した事実を公認競漕会の日時、名称を附記して当協会審判委員会に提出することにより行われる。

#### 資格喪失

第18条 当協会会長は審判委員長が審判員として不適格と認めた者を審判委員長の要請により解任することができる。

第19条 次の各項に該当する者は、審判資格を喪失する。

1. A級・B級・C級審判員で、満年齢が65歳に達した者。ただし新たに参与審判員又は名誉審判員に推薦された者を除く。
2. 審判員の登録期限が切れて再任の手続きをしない者。
3. 本人が辞任を申し出た者。

ただし、上記第1項に該当の者は当該年齢に達した年度の3月31日をもって資格を喪失するものとする。

第20条 前条第1項において、満65歳に達し定年を迎える者は、当該年度の3月31日までに新たに更新の手続きをした場合に限り、定年後の資格延長を認める。なお、資格延長は3回までとし、資格有効期間はそれぞれ満67歳、満69歳、満71歳に達する年度の3月31日までとする。審判員として再任要件を満たさない者は、資格延長が認められない。

#### 試験

第21条 公認審判員試験の種類は、C級審判員試験及びB級審判員試験とする。公認審判員試験は当協会主催・主管の公認競漕会開催時に開催地において実施することを原則とするが、C級審判員試験については加盟協会の要請により隨時実施することも出来る。

第22条 C級審判員試験を受験する者は、満18歳以上（受験日の属する年度の翌年度

4月1日までに満18歳に達する者を含む)で且つ正常な視力と聴力を備えていなければならない。

B級審判員試験を受験しようとする者は、加盟協会の推薦を要する。

第23条 試験は、次のとおり実施する。

C級 筆記試験と口頭試験

B級 筆記試験と実技試験(口頭試験を含む)

なお、B級審判員試験は、筆記試験、実技試験をそれぞれ個別の開催地にて、任意の試験を優先して受験することを可能とし、全ての試験に合格したときにその資格を与える。ただし、実技試験は、埼玉県戸田ポートコースで実施することを原則とする。なお、一方のみ合格の者は「筆記合格」もしくは「実技合格」とする。「筆記合格」および「実技合格」の場合は、その合格を以後3回までの受験機会、かつ3年後の同一大会での受験機会まで有効とし、その期間内にもう一方の合格を得た場合、「合格」とする。

## 届出

第24条 審判員試験に合格した者又は昇級した者が合格通知書受領後2ヶ月以内に所定の手続きを完了しない場合、其の合格もしくは昇級は取り消される。

第25条 審判員はその住所・勤務先又は所属協会を変更した場合、2ヶ月以内にその旨を記し、本人の公認審判員手帳を添えて審判委員会に届け出なければならない。なお、旧所属協会には書面をもって届け出るものとする。

附則1 本規定は平成4年2月19日、日本ボート協会理事会において決議し、平成4年3月1日より発行する。

附則2 平成10年改訂

附則3 本規定は、平成13年8月21日、社団法人日本ボート協会理事会において決議し、平成13年9月1日より発効する。(65歳定期年制施行・A級取得条件・他 改訂)  
附則4 本規定は、平成22年3月26日、社団法人日本ボート協会理事会において決議し、平成22年4月1日より発効する。

附則5 本規定は、平成25年3月15日、公益社団法人日本ボート協会定例理事会において決議し、平成25年4月1日より発効する。

附則6 本規定は、平成29年3月10日、公益社団法人日本ボート協会定例理事会において決議し、平成29年4月1日より発効する。

附則7 本規定は、2023年3月17日、公益社団法人日本ローイング協会定例理事会において決議し、2023年4月1日より発効する。